規定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置づけた居宅サービス計画の

届出の取扱いについて

国が定める回数以上の生活援助中心型訪問介護※ (以下「規定回数以上訪問介護」という)を居宅サービス計画に位置づける場合は、市への届出が必要となります。

各事業所において、規定回数以上訪問介護を位置づける場合は、居宅サービス計画に必要性を記載していただくとともに、本市における届出に係る取扱いについて下記のとおりとしますので、ご了知いただき、適切に届け出いただきますようお願いします。

※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の1　訪問介護費の注3に規定する、生活援助が中心である訪問介護

記

１　基本的な考え方

市として、生活援助中心型訪問介護の回数について一律に制限するものではなく、是々非々の考え方により、個別に必要性等を確認します。

２　届け出対象となる居宅サービス計画（下記①、②の両方を満たすもの）

　　① 本市被保険者についての居宅サービス計画

　　　 ※本市外の事業所が担当する本市被保険者の計画も対象となります。

② 規定回数以上訪問介護が位置づけられた居宅サービス計画（別紙国の通知参照）

３　規定回数以上訪問介護の必要性を記載する場所

居宅サービス計画の第1表「総合的な援助の方針」欄又は「生活援助中心型の算定理由」欄の空きスペース等に記載ください。

４　届出が必要な居宅サービス計画及び時期

　　　以下のいずれかに該当する居宅サービス計画について、計画を作成した翌月の末日までに市に届け出てください。

1. 居宅サービス計画に規定回数以上訪問介護を初めて位置づけたとき
2. 認定更新に伴い規定回数以上訪問介護の位置づけのある居宅サービス計画を変更したとき（規定回数以上訪問介護の回数に変更がない場合を含む）
3. 規定回数以上訪問介護の回数増加を伴う居宅サービス計画変更を行ったとき
4. その他市が届出を求めたとき

５　届出書類

　　　居宅サービス計画（第1表～第4表、第6表、第7表）、フェイスシート、アセスメントシート（又は課題整理統括票）、届出書

６　居宅サービス計画の検証について

　　　届出のあった居宅サービス計画は、国の指針に基づき市が必要と判断するものについて、地域ケア会議等で検証し、結果を書面で送付します。

７　その他

　　・規定回数以上訪問介護の必要性、内容、時間数、回数等については、原則、サービス担当者会議においても検討してください。

　　・市のシステムにおいて、定期的に規定回数以上訪問介護を利用されている被保険者を確認する予定です。（現状では、15件程度が該当となっています。）

　　・地域ケア会議では、妥当性のみでなく、計画作成の助言の意味合いを含めて検証を行う予定です。